

令和2年5月25日

保護者様

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立上落合小学校長

さいたま市立学校における教育活動の再開について

このたびの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に伴う臨時休業等に関し、様々なお力添えをいただき、感謝申し上げます。

さいたま市立学校では、令和2年4月7日に埼玉県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されて以降、臨時休業を実施していましたが、6月1日から学校における教育活動を再開いたします。

つきましては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて段階的に学校における教育活動を再開するため、下記のとおり、臨時休業中の登校日を設定及び分散登校を実施いたします。

何卒、御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、今後の感染状況の推移によって、変更することがありますので御承知おきください。

記

1 臨時休業中の登校日について

以下のとおり、児童生徒は、5月27日（水）から29日（金）までの間に1度登校します。

第3・4学年	5月27日（水）
第2・5学年	5月28日（木）
第1・6学年	5月29日（金）

※ 登校時間 8時15分から8時30分までの間に登校してください。

※ 下校時間 9時30分を目安に下校いたします。

※ 持ち物 筆記用具、うわばき、ビニール袋（下足入れ）、ハンカチ、ティッシュ
マスク、体温記録票、

2 分散登校の実施について

児童は、6月1日（月）から6月12日（金）まで、学級を【A】【B】グループに分かれ午前または、午後のどちらかに毎日登校となります。

※ 登校時間 午前の部は、8時15分から8時30分までの間に登校してください。
午後の部は、12時15分から12時30分までの間に登校してください。

※ 下校時間 午前の部は、11時30分を目安に下校いたします。
午後の部は、15時25分を目安に下校いたします。

※ 給食については、6月の第1週は牛乳のみ、第2週は牛乳と主食（パンまたはおにぎり）を提供します。

※ 【A】【B】のグループ分けについては、5月の登校日に書面でお知らせいたします。

※ 登校日に登校できない場合には、事前に学校に連絡をください。

※1週間で、午前の部と午後の部を交代します。

3 臨時休業中の登校日及び分散登校における留意点について

- (1) 発熱または風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳、下痢）や、全身倦怠感、嗅覚・味覚異常がみられる場合は、罹りつけ医（できれば小児科）に相談・受診し、医師の指示に従い、登校を判断してもらってください。
- (2) 体温記録票を用いて、登校前に健康観察と検温を必ず行ってください。その際、発熱または風邪の症状等がみられる場合は、出席せず、家庭で休養してください。
- (3) 登校の際には、お子様のマスク着用をお願いします。
- (4) できる限り複数で登校するようにしてください。その際、近距離での対話や手をつなぐなどの接触は避けて、1列で登校してください。なお、保護者の見守りも引き続きお願いいたします。
- (5) 在校中に発熱または風邪の症状等がみられた場合は、速やかに保護者に連絡し、自宅での休養をお願いすることになります。あらかじめ御承知おきください。
- (6) 予防的観点から登校を控える場合は、欠席扱いにはなりません。

4 分散登校期間中のお子様の預かりについて

お子様が自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、学校施設で受け入れます。時間帯は、8時30分から12時30分とします。預かり可能な児童は下記ア～ウのいずれかに該当する場合があります。

ア：現在、放課後児童クラブ・放課後デイサービスを利用している児童

イ：保護者が入院加療中等で児童の面倒を見ることが困難な場合

ウ：その他、学校が必要と認めた場合

※ウについては電話にて教頭までご相談ください。

5 その他

6月15日（月）以降の教育活動については、新型コロナウイルスの感染状況により、後日お知らせします。